

## 新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者のみなさまへ（給付金・助成金）

ご相談内容	主な支援策（注）	主な要件（注）
<p>売上げが下がり、従業員を休業させた。 従業員を計画的に休業させた。 休業させた従業員に休業手当を支払った。</p>	<p><b>雇用調整助成金</b></p>	<p>複数の要件があります。当金庫顧問の社会保険労務士による個別相談会を実施しています。</p>
<p>売上が半減した。</p>	<p><b>持続化給付金</b> 法人は200万円、 個人事業者は100万円 *ただし、昨年1年間の売上からの減少分を上限とします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業収入（売上）を得ている法人・個人の方</li> <li>・ 新型コロナウイルス感染症の影響により、ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少している事業者</li> <li>・ 2019年以前から事業による事業収入（売上）を得ており、今後も事業を継続する意思がある事業者</li> </ul>
<p>売上が減少し、地代・家賃の負担が重い。</p>	<p><b>家賃支援給付金</b> 給付額は、申請時の直近の支払家賃(月額)に基づき算出される給付額(月額)の6倍（6カ月分）を支給されます。 *ただし、給付率・給付上限額があります。</p>	<p>中小企業・小規模事業者、個人事業者等であって、5月～12月において以下のいずれかに該当する方。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① いずれか1カ月の売上高が前年同月比で50%以上減少</li> <li>② 連続する3カ月の売上高が前年同期比で30%以上減少</li> </ul> <p><b>令和2年度第2次補正予算成立を前提としていますので決定ではありません。6月12日予算成立いたしました。成立後の詳細な条件や申請方法等については、準備が整い次第、経済産業省HP等で公表予定です。</b></p>

上記以外にもさまざまな公的支援があります。

(注) 上記の情報は、経済産業省令和2年6月2日20:00時点のものである。

いちい信用金庫営業推進部および各営業店まで、お気軽に、ご相談ください。

営業推進部 TEL 0586-75-6219